

戦傷病者の妻の方々に特別給付金が支給されます

この特別給付金は、戦傷病者を永年介護されてきた奥様のご苦労に対し、国として慰藉を行うことを目的として、戦傷病者の奥様に支給するものです。

「第18回特別給付金」または「第20回特別給付金」を受給されていた戦傷病者の妻の場合次のいずれかの制度の対象となります。

*上記国債を時効により失権した場合でも各制度の対象となります。

「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の継続支給

戦傷病者の方が、平成18年10月1日に増加恩給、傷病年金、特例傷病恩給、障害年金等を受けている場合に、その妻に支給します。(額面100万円から60万円(軽症者の方は2分の1の額)、10年の国債)
「戦傷病者等の妻に対する特別給付金」の特例支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日(又は平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、一般の怪我や病

気で死亡(平病死)された場合に、その妻に支給します。(額面5万円、5年の国債)

「戦没者等の妻に対する特別給付金」の支給

戦傷病者の方が、平成8年10月1日(又は平成5年4月1日)以降平成15年3月31日までの間に、公務傷病や勤務関連傷病で死亡された場合に、その妻に支給します。(額面200万円から60万円、10年の国債)

新たに戦傷病者の妻となられた場合

平成13年4月2日から平成15年4月1日の間に、夫が戦傷病者として増加恩給、傷病年金、特別傷病恩給、障害年金等の受給権を取得した場合に、その妻に支給します。

右記の期間内に、戦傷病者としてこれらの年金を受けている方と婚姻をした妻に支給します。(額面30万円(軽症者の方は15万円)、10年の国債)

請求期限 平成21年9月30日
 受付窓口・問合せ

福祉課社会福祉係

☎ 4555

職場のトラブル、解決へのお手伝い

職場でのトラブル(解雇・配置転換・労働条件の不利益変更・セクハラ・いじめ)等で困っていませんか。

北海道労働局の各総合相談センターでは、これら職場のトラブルを無料で迅速に解決するシステムとして個別労働紛争の解決援助サービスを提供しています。

このサービスには、労働相談、判例等の情報提供、労使双方の話し合いを推進することにより紛争を解決する「あっせん」等、各種ありますのでお気軽にお問合せください。

苫小牧総合労働相談コーナー

苫小牧市港町1丁目6番15号

苫小牧港湾合同庁舎

苫小牧労働基準監督署内

時間 9時～17時15分
 ☎ 0144・33・7396

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関

(診療時間 9時～17時)

11月 (内科)	11月 (外科)
12日 方安庵青雲町クリニック 青雲町2 ☎⑥1 5555	12日 同樹会苫小牧病院 新中野町3 ☎③6 1221
19日 鈴木小児科内科医院 しらかば町5 ☎⑦4 5665	19日 苫小牧日翔病院 矢代町2 ☎⑦2 7000
23日 とまこまい北星クリニック 沼ノ端168 ☎⑤7 8000	23日 神島整形外科 光洋町2 ☎⑦2 1321
26日 たかやなぎ小児科 日新町2 ☎⑦1 2115	26日 アーク整形外科クリニック ときわ町3 ☎⑧8 6111
12月 (内科)	12月 (外科)
3日 苫小牧澄川病院 澄川町7 ☎⑥7 3111	3日 神谷病院 桜木町2 ☎⑦1 2351



苫小牧夜間休日急病センター (苫小牧市旭町2丁目) ☎③5 0001

○科目 内科、小児科

○診療時間 平日：19時～翌朝7時 土曜：14時～翌朝7時

日曜・祝日、年末年始(12/31～1/3)：9時～翌朝7時